

会が中心となり、南北に横たわる諸問題が幅広く討議された。この結果、約35に上る決議が採択され、ことに、一般特惠については1970年初めから実施に移すことに原則的な合意をみ、さらにその具体化を促進するため、今後貿易開発理事会(TDB)の下に設けられる特惠問題特別委員会において、特惠の対象品目、関税引下げ幅などの細目を煮つめることとなった。また、低開発国側において関心の強い援助量の目標をどこに置くかという点については、援助目標を先進各国の国民総生産の1%(その達成時期は明示されていない)とすることに決まったことなどが注目された。

今回の総会が前回の場合と比較して特徴的であった点は、①低開発国側が、前回の総会のとくのように多数を頼んで非現実的な決議を強行採択するということなく、先進国と話し合いを積み重ねることにより、南北合意の下に着実に南北問題を解決して行こうとする動きを示したこと、②農産加工品を特惠に含めるかどうかという問題をめぐって、インドなどの先発低開発国グループとアフリカなどの後発低開発国グループの主張が衝突する一方、既存特惠について米国、日本などが撤廃を強く主張したのに対し、フランスなどはそれに反対するなど、低開発国内部、先進国内部にそれぞれ意見の対立がみられたことなどである。

このように南北それぞれの中において経済の格差が拡大しつつあることや、ドル、ポンド不安による国際通貨体制の動揺などから、UNCTADにおける南北問題の取扱いは一段と複雑な様相を呈してきた。もともと、UNCTADは南北問題を低開発国と先進国との間の共通問題として全世界的な規模において解決して行くことを本旨としている点から、今後は世界経済運営の一環として南北問題に対処して行くことが肝要とみられ、UNCTADのあり方についても、いっそう次元の高い立場から再検討すべきである、との意見が出はじめているのが注目される。

英国の68年度予算案と物価・所得政策の強化措置について

1. 概要

英国政府は3月19日、68年度(68/4~69/3)予算案と物価・所得政策の強化措置を発表した。その概要、次のとおり。

(1) 68年度予算案

イ、經常支出は11,489百万ポンドと前年度を3.8%上回ったものの、經常収入が間接税を中心とした775百万ポンドの増税措置等により前年度を10.0%上回る規模(12,875百万ポンド)となったため、經常収支黒字は1,386百万ポンドと前年度(637百万ポンド)をかなり上回ることとなった。この結果、資本収支の赤字幅は1,750百万ポンドと前年度(1,580百万ポンド)を上回ったにもかかわらず、結局総合収支の赤字は364百万ポンド^(注)と前年度(943百万ポンド)の半分以下に縮小し、相当にきびしい緊縮予算となった(第1表参照)。

(注) 昨年11月23日のIMFあて目論見書(Letter of Intent)では68年度約10億ポンドの赤字が予想されていたと伝えられる。

ロ、増税措置等の主要内容次のとおり(第2表参照)。

(イ) しゃし品に対する購買税(purchase tax)の

(第1表)

1968年度予算案の規模

(単位・百万ポンド)

	1966年度 予算 (当初 予算)	1967年度 予算		1968年度 予算案	
		(当初 予算)	前年度 比増加 率(%)		前年度 比増加 率(%)
歳入	10,519	11,704	11.3	12,875	10.0
歳出	9,472	11,067	16.8	11,489	3.8
国防費	2,064	2,205	6.8	2,271	3.0
民生費等	7,408	8,862	19.6	9,218	4.0
經常収支	+ 1,047	+ 637		+ 1,386	
資本収支	- 1,334	- 1,580		- 1,750	
総合収支	- 287	- 943		- 364	

資料: Financial Times 紙3月20日号等。

(第2表) 増税の内訳

(単位・百万ポンド)

	1968年度	平年度
選択的雇用税	151	152
(徴収額)	(299)	(548)
(還付額)	(148)	(396)
間接税	396.5	440
うち購買税	127	163
自動車税	119	126
ガソリン税	76	76
酒税・タバコ税	45	45
とばく税(競馬等)	29.5	30
直接税	227	331
うち投資所得に対する特別課税	70	100
法人税(注1)	57	98
扶養控除税額減額(注2)	57	83
合計	774.5	923

(注1) 平価切下げ時に発表されていたもので、税率を40%から42.5%に引上げ。

(注2) 本年1月16日の財政支出削減強化策の一環として発表されたもので、扶養家族手当の増額(本年4月から7シリング、さらに10月から3シリング)の原資を確保するため、生活困窮者以外の者の所得税算定上の扶養控除を減額。

(第3表) 主要国の租税負担率

(1964年、単位・%)

	国税	地方税	国税・地方税	国税
	国民所得	国民所得	国民所得	歳入総額
英国	26.9	4.1	31.0	89.2
日本	14.4	6.4	20.8	91.7
米国	17.4	9.5	26.9	99.1
西ドイツ	17.4	3.9	21.3	91.1
フランス	26.7	4.3	31.0	92.2
イタリア	21.6	2.8	24.4	86.2

引上げ(新税率 33.3~50%)など、間接税の大幅引上げ。

(ロ) 選択的雇用税(selective employment tax)の本年9月2日以降50%引上げ(第3次産業に対する人頭税^(注)の増徴)。

(注) 従来は税額は成年男子従業員の場合、1人当たり毎週25シリング。

(イ) 67年度中3,000ポンドをこえる投資所得(株式配当等)に対する68年度1回かぎりの特別課税新設(投資所得1ポンド当たり3シリングないし9シリングの累進課税)。

(ニ) 弁護士等自由業者がその事業に基づき退職後うる所得に対する課税実施(従来課税対象外となっていた)。

(ホ) 高利回りの貯蓄債券の発行、抽せん割増金付貯蓄債券の抽せん回数増加等による政府経常外収入の増加。

(2) 物価・所得政策の強化措置

イ、実収賃金の上昇率を明69年末までの間、年間3.5%の範囲内に抑制する。

ロ、賃金・物価の引上げを物価・所得委員会の審査に付し、不適当と認められた場合には12か月間(現行7か月)延期または中止させる。同制度の有効期間は今後18か月間、ただし延長可能。

ハ、必要に応じて物価の引下げを命じ、家賃値上げを延期させる権限を政府に付与する(この権限の有効期間はロに同じ)。

ニ、企業配当の増加を3.5%に抑制するとともに、前年度を上回る支払いを行なう場合には大蔵省へ事前通告させる(同制度の有効期間はロに同じ)。

(注) 英国の物価・所得政策の推移については、昭和42年9月号「英国における所得政策の展開とその効果」参照。

2. 背景

(1) 消費の伸長と貿易収支の不振

英国の国内経済活動は、平価切下げ後の一連の緊縮措置にもかかわらずかなりの拡大傾向を維持している。とくに最近の個人消費の伸びは著しく、これに対する新たな抑制策が採られないかぎり、英国経済は年末ごろには内需の充足だけで供給能力の限界に突きあたり^(注)、輸出受注面に現われはじめた平価切下げの効果を定着化することができなくなろうとみられるに至った。

(注) 国民経済社会研究所の景気見通し(本年2月発表)によると、本年の英国経済実質成長率は、新たな内需抑制策が採られないかぎり、5~6%の高水準に達するとみられている(英国の供給能力増加率は年間3%程度)。

また、輸入面でも内需の伸長を映じて、消費財等を中心に依然高水準が続いており、この結果、2月の貿易収支も大幅赤字となった。

(第4表) 英国の主要経済指標

	1967年				1968年	
	9月	10月	11月	12月	1月	2月
鋳工業生産指数 (1958年=100)	132 (△ 0.7)	132 (0.0)	134 (2.3)	137 (3.8)	136 (3.0)	
*機械工業新規受注指数 (1958年=100)	149 (7.1)	140 (△6.1)	145 (2.8)	143 (5.9)		
輸出需要	162	136	146	158		
国内需要	145	141	144	138		
小売売上数量指数 (1961年=100)	111 (3.7)	112 (3.7)	114 (4.6)	114 (4.6)		
○貿易収支じり (百万ポンド)	△106 (△ 49)	△162 (△ 18)	△216 (38)	△140 (△ 66)	△ 99 (△ 61)	△140 (△ 54)
○輸出 (F O B)	422 (△ 5.4)	356 (△22.6)	354 (△25.6)	465 (4.5)	517 (5.7)	515 (10.0)
○輸入 (C I F)	528 (7.3)	518 (8.4)	570 (30.4)	605 (18.5)	616 (12.0)	655 (25.5)
◎金・外貨準備高 (百万ポンド)	976 (1,129)	1,170 (1,340)	1,223 (1,367)	1,123 (1,292)	1,145 (1,304)	1,154 (1,321)
失業者数(千人)	555	561	582	583	631	619
季節調整済み	563	542	536	538	520	495
失業率 (%)	2.4 (1.4)	2.4 (1.9)	2.5 (2.3)	2.5 (2.4)	2.7 (2.6)	2.6 (2.6)
卸売物価指数 (1954年=100)	135.2 (0.9)	135.6 (1.2)	135.7 (1.3)	136.1 (1.4)	136.4 (1.6)	
*交換所加盟銀行貸出 (百万ポンド)	4,786 (3.1)	4,832 (5.5)	4,875 (6.9)	4,862 (8.2)	4,873 (9.1)	5,031 (10.1)

(注) 1. *印は季節変動未調整。

2. カッコ内は前年同月比増減(%). ただし貿易収支じり、金・外貨準備高および失業率については前年同月実数。

○印は67年11月以降新平価表示 ◎印は67年10月以降新平価表示。

(第5表) 英国の国際収支 (単位・百万ポンド)

	1965年	1966年	1967年				1968年 (NIESR) の見通し(注)	
			年 間	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期		第 4 四半期
貿易収支	△ 281	△ 147	△ 650	△ 98	△ 110	△ 147	△ 295	△ 325
輸出	4,784	5,116	5,023	1,341	1,337	1,186	1,159	6,125
輸入	5,065	5,263	5,673	1,439	1,447	1,333	1,454	6,450
貿易外収支	171	116	136	77	28	41	△ 10	325
経常収支	△ 110	△ 31	△ 514	△ 21	△ 82	△ 106	△ 305	—
長期資本収支	△ 232	△ 102	△ 26	24	21	△ 20	△ 51	40
基礎的収支	△ 342	△ 133	△ 540	3	△ 61	△ 126	△ 356	40
調整項目	104	△ 13	220	162	77	△ 77	58	
金融勘定	238	146	320	△ 165	△ 16	203	298	

(注) 68年の成長率を3%程度と仮定した場合。

かくて、IMFは2月の対英コンサルテーションにおいて、また、OECDは3月初めの会議において、上記の観点からそれぞれ英国政府に対して明年度予算案を政府の当初案よりいっそうきびしいものとするよう要請したと伝えられている。

(2) ポンド相場の低落と国際通貨不安の激化

ポンド相場は、2月下旬以降直・先ともに下押しはじめ、3月4日には直物がついに平価を割るに至ったが、こうしたポンド相場の低落は、68年度議定費(経常歳出予算の主要部分)が本年度比10%の大幅増になるとの政府発表(2月22日)に触発された面も強く、英国政府はポンド相場の安定化のためにもきびしい予算案を発表する必要があるとの見方が強まってきた。しかも、3月第2週には、現行国際通貨体制に対する不信感が高まり、金ラッシュの激化とともにドルと一連託生の関係にあるポンドは激しく動揺(直物相場は下限近くまで低下、先物ディスカウント幅は年率10%を上回った)、英国政府がきびしい財政政策を打ち出し、ポンドの価値維持の決意を表明することは、国際通貨体制の混乱を拡大しないためにも必要とみられるようになった。こうした情勢下、国際通貨不安を解消するため、3

月16、17の両日ワシントンで開催された7か国中央銀行総裁会議において、英国は対英援助40億ドルへの増枠の決定の代償として、きびしい引締め措置の実施を約束したと伝えられている。

3. 評価と問題点

(1) 内需抑制面

ジェンキンズ蔵相は、本年1月16日の財政支出削減強化措置発表後、本年の経済成長率を4%程度にしたい意向を明らかにした。しかし、こうした政府の方針に対しては、「本年の成長率は同年中の供給力増加率(約3%の見込み)の範囲内に押えるのが妥当であり、昨年(昨年)の成長率は1%程度と見積もられている」で蓄積されている供給余力を、外需が本格的に台頭してくると見込まれる本年末ごろまで持ち越すべきだ」という考え方が一般的となってきた。この間の事情からすると、本年の経済成長率目標を4%から3%に引き下げたこと(第6表参照)は、供給余力を外需に転換して平価切下げの効果を定着させる素地を作ったものとして評価することができよう。ただ、最近個人消費の台頭が著しく、これが消費財等の輸入増加を招来していることを考慮すると、新財政年度入り(本年4月)を待たずとも直ちに実施できる賦払い信用規制の強化等の個人消費抑制措置が発表されなかったことは疑問というべきであろう。

(第6表) 本年の英国経済見通し

(対前年比実質増減(△)率、単位・%)

	政府見通し (68年度予算案編成の基礎)	NIESR (2月) 見通し (発表)	
		68年(注)見通し	67年実績見込み
個人消費	△ 1.1	△ 0.4	2.0
政府経常支出	2.2	1.5	3.1
設備投資	4.4	4.7	5.2
うち民間製造業		7.3	△ 5.9
国有企業等		3.2	11.1
住宅建設		4.3	9.3
輸出	10.9	8.8	0.0
輸入	0.8	2.1	5.9
国内総生産	3.1	2.9	1.1

(注) 国民経済社会研究所(NIESR)見通し(本年2月発表)における個人消費、政府経常支出、国内総生産の伸び率は本年の政策目標。同研究所は、新たな内需抑制策が採られないと、本年の成長率が5~6%に達するとみている。

(2) 賃金・物価面

平価切下げによって生じた英国商品の価格競争力を維持するためには、今後英国の生産一単位当たり賃金上昇率を、他の主要工業国のそれと同率ないしそれを下回る範囲内に押えることが必要である。この点、今回英政府が、賃金凍結にまでは踏み切らなかったとはいえ、実収賃金の伸びを年間3.5%と国際的には低い水準(注)に抑制する方針を打ち出したことは、労働党政府としてはかなり思い切った措置とみることができる。

(注) 主要国の実質賃金(名目)上昇率等

(1952~65年の年間平均、単位・%)

実質賃金上昇率		失業率	
英国	6.2	1.5	
米国	3.5	6.0	
西ドイツ	7.7	4.6	
フランス	7.9	0.9	
オランダ	7.9	1.3	
スイス	4.9	0.1	

資料：国連欧州経済委員会；Incomes in post-war Europe, 1967。

しかしながら、①労働組合会議(TUC)が本年2月末、本年7月以降の実収賃金伸び率を年率5%とすることを決定していること、②しかも傘下労組の中で最も強力といわれる運輸一般労組および技工鋳物労連がより以上の賃上げを意図していること、③今次措置が間接税の増税を主体としているだけに、今後、生活必需品を含む大幅な物価

(第7表) 賃金・物価の動向

	賃金率指数 (1956年=100)	小売物価指数 (1962年=100)
1967年 1月	155.6(2.8)	118.5(3.7)
2月	155.9(2.5)	118.6(3.7)
3月	156.4(2.4)	118.6(3.5)
4月	156.6(2.4)	119.5(3.0)
5月	157.5(2.9)	119.4(2.2)
6月	157.6(2.5)	119.9(2.4)
7月	160.2(3.6)	119.2(2.2)
8月	160.8(4.0)	118.9(1.4)
9月	161.7(4.6)	118.8(1.4)
10月	162.4(5.0)	119.7(2.0)
11月	163.2(5.6)	120.4(1.9)
12月	163.6(5.8)	121.2(2.4)
1968年 1月	167.0(7.3)	121.6(2.6)

(注) カッコ内は前年同月比増減率(%)。

騰貴が生ずる可能性が大きく、これが賃上げ圧力を強めるおそれがあること、を考慮すれば、上記政府方針を盛り込んだ法案の議会審議はかなり難航することも懸念され、その帰すうは今後に残された最大の問題点として注目を要しよう。

(3) ポンド面

3月19日のポンド相場は、ロンドン市場では、後場終わり近く予算内容が断片的に明らかになるにつれ反転上昇、直物は2.4050ドル、前日比25ポイント高で引け、また3ヵ月先物ディスカウント幅も年率6.7%(前日9.2%)に縮小した。また、今次措置の内容をほぼ全面的に消化したとみられるニューヨーク市場でも英国政府のきびしい態度を好感し、ポンド取引がかなり活発化、直物相場は2.4055ドル、前日比10ポイント高で引け、また3ヵ月先物ディスカウント幅も年率6.6%(前日8.0%)に縮小した。このように、今次措置は当面ポンドを安定させ、ひいては現在の国際通貨不安の拡大を防止するうえでも、一応の効果があるものとの見方が一般的であり、従来、英国政府の政策に対して批判的であったフランスでも、今次措置によって短期的にはポンドの信認が増すとの見方が有力と伝えられている。しかしながら、基本的には、ポンド不安は英国経済の体質強化が実現するまで存続するものであって、今次措置だけで解決するものではないとみられ、また、国際通貨不安が鎮静するためには、米国が英国と同様にきびしい政策を採用することが必要であると考えられる。

(4) 設備投資面

英国政府の経済見通しによれば、本年の設備投資は前年比約4%の上昇と見込まれているが、前年の水準がかなり低かったことを考慮すると、こうした見通しが実現しても国際競争力の強化にはなお不十分とみられる。この点、今次予算案の発表にあたって、政府がなんらの設備投資振興策を打ち出しえなかったことは、緊急対策としてはやむをえなかったとはいえ、問題を将来に残したことはいなめない。

国別動向

米州諸国

◇ 米 国

金プール操作の停止

米国では、3月14日、連邦準備制度が公定歩合の4.5%から5%への引上げを決定する一方、政府は英国政府に対しロンドン金市場の3月末までの閉鎖を要請、さらに16、17日には急抛ワシントンで金プール参加7ヵ国会議が開催され、会議終了後金プール操作停止等を内容とする共同声明が発表された。これら一連の措置は2月末以降、ロンドンをはじめ各地市場で再発した金投機(昨年11月のポンド切下げ以降第3波のゴールド・ラッシュ)が、3月10日の国際決済銀行による「金プール参加7ヵ国の現行政策堅持」の声明発表にもかかわらず、いっこうに鎮静化せず、14日には、ついに400トンといわれる大量の需要がロンドン市場に殺到するに至ったため採られた措置である。

今次ワシントン会議での決定により、1961年11月以来活動してきた金プールは一応解消し、金プール諸国、なかでも59%の抛割割合を占めるといわれる米国の公的保有金が、民間の投機的需要のためにこれ以上減少する(注)ことは防止されることとなった。さらに、今後は民間保有金と公的保有金とは厳密に区分されることとなり、民間保有金は民間で自由に取引きされる一方、公的保有金は各国当局間でのみ移転が行なわれ、各国当局は民間金市場に介入しないたてまえとなった。したがって民間金市場の性格は一変し、金は一種の商品として取引きされることとなった。

(注) 昨年11月のポンド切下げ以来さる3月27日までに、米国財務省一般基金から為替安定基金に組み替えられた金の量(この間の米国保有金の減少額にはほぼ相当するとみられる)は24億ドルに上っている。